

## 4 参考

### (1) 総合評定値の算出方法

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X1) + 0.15 (X2) + 0.2 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

(小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。)

X 1 : 工事種類別年間平均完成工事高の評点

X 2 : 自己資本額及び平均利益額の評点

Y : 経営状況の評点

Z : 技術力の評点

W : その他の審査項目 (社会性等) の評点

#### 【 経営事項審査の審査項目 】

項目区分	審査項目	評点幅	ウェイト
経営規模	X 1 完成工事高 (業種別)	397 ~ 2,309	0.25
	X 2 自己資本額 利益額	454 ~ 2,280	0.15
経営状況	Y 純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金	0 ~ 1,595	0.2
技術力	Z 技術職員数 (業種別) 元請完成工事高 (業種別)	456 ~ 2,441	0.25
その他の 審査項目 (社会性等)	W 労働福祉の状況 建設業の営業年数 防災協定締結の有無 法令遵守の状況 建設業の経理に関する状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国際標準化機構が定めた規格の登録の状況 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	▲1,995 ~ 1,966	0.15
総合評定値	P 0.25×1+0.15×2+0.2Y+0.25Z+0.15W	▲18 ~ 2,143	-

## ア X 1（工事種別年間平均完成工事高）の評点

▼X 1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高（千円単位・端数は切り捨て）を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

区分	工事種別年間平均完成工事高		X 1 評点算定式	
(1)	1, 000億円以上		2, 309	
(2)	800億円以上	1, 000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$	
(3)	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$	
(4)	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$	
(5)	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$	
(6)	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$	
(7)	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$	
(8)	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$	
(9)	150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$	
(10)	120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$	
(11)	100億円以上	120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$	
(12)	80億円以上	100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$	
(13)	60億円以上	80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$	
(14)	50億円以上	60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$	
(15)	40億円以上	50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$	
(16)	30億円以上	40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$	
(17)	25億円以上	30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$	
(18)	20億円以上	25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$	
(19)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$	
(20)	12億円以上	15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$	
(21)	10億円以上	12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$	
(22)	8億円以上	10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$	
(23)	6億円以上	8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$	
(24)	5億円以上	6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$	
(25)	4億円以上	5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$	
(26)	3億円以上	4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$	
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$	
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$	
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$	
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$	
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$	
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$	
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$	
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$	
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$	
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$	
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$	
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$	
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$	
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$	
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$	
(42)	1,000万円未満		$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$	

※評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## イ X2（自己資本額及び平均利益額）の評点

▼X2の評点は、自己資本額の点数（X21）及び平均利益額の点数（X22）の合計点数を2で除した数値（小数点以下切り捨て）として求める。

### (7) X21（自己資本額）

▼自己資本額の点数（X21）は、自己資本の額（＝純資産合計の額）又は平均自己資本額（2期平均）（千円単位・端数切り捨て）を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点 数	
(1)	3,000億円以上		2,114	
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,736	
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,686	
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,614	
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 + 1,557	
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,503	
(7)	800億円以上	1,000億円未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,463	
(8)	600億円以上	800億円未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,407	
(9)	500億円以上	600億円未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,356	
(10)	400億円以上	500億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,321	
(11)	300億円以上	400億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,269	
(12)	250億円以上	300億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,233	
(13)	200億円以上	250億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,193	
(14)	150億円以上	200億円未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,153	
(15)	120億円以上	150億円未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 + 1,114	
(16)	100億円以上	120億円未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,084	
(17)	80億円以上	100億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,054	
(18)	60億円以上	80億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,022	
(19)	50億円以上	60億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 989	
(20)	40億円以上	50億円未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 964	
(21)	30億円以上	40億円未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 936	
(22)	25億円以上	30億円未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 909	
(23)	20億円以上	25億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 889	
(24)	15億円以上	20億円未満	36 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 861	
(25)	12億円以上	15億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 300,000 + 834	
(26)	10億円以上	12億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 816	
(27)	8億円以上	10億円未満	24 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 801	
(28)	6億円以上	8億円未満	30 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 777	
(29)	5億円以上	6億円未満	18 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 759	
(30)	4億円以上	5億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 744	
(31)	3億円以上	4億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 720	
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	15 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 711	
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 691	
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	23 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 675	
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 30,000 + 664	
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	13 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 650	
(37)	8,000万円以上	1億円未満	16 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 635	
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 623	
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 614	
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 599	
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 591	
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	10 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 579	
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	12 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 569	
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 561	
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 3,000 + 548	
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	8 × (自己資本額) ÷ 2,000 + 544	
(47)	1,000万円未満		223 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 361	

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(4) X22 (平均利益額)

▼平均利益額の点数 (X22) は、利払前税引前償却前利益 (営業利益+減価償却実施額) の2年平均の額 (千円単位・端数切り捨て) を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

区分	平均利益額		点数
(1)	300億円以上		2,447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	1,000万円未満		$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

◆自己資本額及び平均利益額の評点算出式

$$X2 = \frac{(X21 + X22)}{2}$$

X21 : 自己資本額の点数

X22 : 平均利益額の点数

## ウ Y（経営状況）の評点

▼Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数（A）』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点（Y）』の算式に当てはめて求める。

### 経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 〔（ ）内はY評点への寄与度〕	算 出 式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金) / 売上高 × 100	5.1 %	-0.3 %
	X2	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債) / (売上高 ÷ 12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
収益性 ・効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益 / ※総資本（2期平均） × 100	63.6 %	6.5 %
	X4	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益 / 売上高 × 100	5.1 %	-8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本 / 固定資産 × 100	350.0 %	-76.5 %
	X6	自己資本比率 (14.6%)	自己資本 / 総資本 × 100	68.5 %	-68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー / 1億※（2年平均）	15.0 億円	-10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金 / 1億	100.0 億円	-3.0 億円

- 注) ・ X1及びX2については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。  
 ・ X3については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3,000万円未満の場合は3,000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。  
 ・ X4について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。  
 ・ X7については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

#### 【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー = 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金（貸倒引当金）増減額 ± 売掛債権（受取手形＋完成工事未収入金）増減額 ± 仕入債務（支払手形＋工事未払金）増減額 ± 棚卸資産（未成工事支出金＋材料貯蔵品）増減額 ± 受入金（未成工事受入金）増減額

- ・ X8について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。  
 ・ X1～X8の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況点数 (A)} = -0.4650 \times \text{X1} - 0.0508 \times \text{X2} + 0.0264 \times \text{X3} + 0.0277 \times \text{X4} + 0.0011 \times \text{X5} + 0.0089 \times \text{X6} + 0.0818 \times \text{X7} + 0.0172 \times \text{X8} + 0.1906$$

注) 点数に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況の評点 (Y)} = 167.3 \times \text{A} + 583 \text{ (最高点1595点, 最低点0点)}$$

注) 評点に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

## エ Z（技術職員の数及び工事種類別年間平均元請完成工事高）の評点

▼Zの評点は、技術職員の数の点数（Z1）に5分の4を乗じたものと工事種類別年間平均元請完成工事高の点数（Z2）に5分の1を乗じたものの合計（小数点以下切り捨て）として求める。

### (7) Z1（技術職員の数）

▼技術職員の数の点数（Z1）は、許可を受けた建設業の種類毎に「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

区分	技術職員数値		点 数	
(1)	15,500以上		2,335	
(2)	11,930以上	15,500未満	62 × (技術職員数値) ÷ 3,570 +	2,065
(3)	9,180以上	11,930未満	63 × (技術職員数値) ÷ 2,750 +	1,998
(4)	7,060以上	9,180未満	62 × (技術職員数値) ÷ 2,120 +	1,939
(5)	5,430以上	7,060未満	62 × (技術職員数値) ÷ 1,630 +	1,876
(6)	4,180以上	5,430未満	63 × (技術職員数値) ÷ 1,250 +	1,808
(7)	3,210以上	4,180未満	63 × (技術職員数値) ÷ 970 +	1,747
(8)	2,470以上	3,210未満	62 × (技術職員数値) ÷ 740 +	1,686
(9)	1,900以上	2,470未満	62 × (技術職員数値) ÷ 570 +	1,624
(10)	1,460以上	1,900未満	63 × (技術職員数値) ÷ 440 +	1,558
(11)	1,130以上	1,460未満	63 × (技術職員数値) ÷ 330 +	1,488
(12)	870以上	1,130未満	62 × (技術職員数値) ÷ 260 +	1,434
(13)	670以上	870未満	63 × (技術職員数値) ÷ 200 +	1,367
(14)	510以上	670未満	62 × (技術職員数値) ÷ 160 +	1,318
(15)	390以上	510未満	63 × (技術職員数値) ÷ 120 +	1,247
(16)	300以上	390未満	62 × (技術職員数値) ÷ 90 +	1,183
(17)	230以上	300未満	63 × (技術職員数値) ÷ 70 +	1,119
(18)	180以上	230未満	62 × (技術職員数値) ÷ 50 +	1,040
(19)	140以上	180未満	62 × (技術職員数値) ÷ 40 +	984
(20)	110以上	140未満	63 × (技術職員数値) ÷ 30 +	907
(21)	85以上	110未満	63 × (技術職員数値) ÷ 25 +	860
(22)	65以上	85未満	62 × (技術職員数値) ÷ 20 +	810
(23)	50以上	65未満	62 × (技術職員数値) ÷ 15 +	742
(24)	40以上	50未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 +	633
(25)	30以上	40未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 +	633
(26)	20以上	30未満	62 × (技術職員数値) ÷ 10 +	636
(27)	15以上	20未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 +	508
(28)	10以上	15未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 +	511
(29)	5以上	10未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 +	509
(30)		5未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 +	510

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

※ 技術職員数値 = 1級監理受講者(注1)数 × 6 + 1級技術者(注2)数 × 5  
+ 基幹技能者数 × 3 + 2級技術者数 × 2 + その他技術者数 × 1

注1：1級国家資格者相当の技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付をうけており、かつ、当期事業年度開始の日の直前5年以内に講習を受講したものに限る。

注2：注1以外の1級国家資格者相当の技術者

### ◆技術力の評点算出式

$$Z = 0.8 Z1 + 0.2 Z2$$

Z1：技術職員の数の点数

Z2：工事種類別年間平均元請完成工事高の点数

(イ) Z2 (工事種類別年間平均元請完成工事高)

▼工事種類別年間平均元請完成工事高の点数 (Z2) は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高 (千円単位・端数切り捨て) を以下のテーブル表に当てはめて求める。  
▼ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X1 (完成工事高) の方法と同一でなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	Z2 評点算定式
(1)	1,000億円以上	2,865
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## オ W（その他の審査項目（社会性等））の評点

▼Wの評点は、労働福祉の状況（W1）、建設業の営業継続の状況年数（W2）、防災協定締結の有無（W3）、法令遵守の状況（W4）、建設業の経理に関する状況（W5）、研究開発の状況（W6）、建設機械の保有状況（W7）、国際標準化機構が定めた規格の取得の状況（W8）及び「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」（W9）の点数の合計点数に $10 \times 190 / 200$ を乗じた数値として求める。

### ◆その他の審査項目（社会性等）の評点算出式

$$W = (W1 + W2 + W3 + W4 + W5 + W6 + W7 + W8 + W9) \times 10 \times 190 / 200$$

W1：労働福祉の状況の点数

W2：建設業の営業継続の状況

W3：防災協定締結の有無の点数

W4：法令遵守の状況の点数

W5：建設業の経理の状況の点数

W6：研究開発の状況の点数

W7：建設機械の保有状況

W8：国際標準化機構が定めた規格の取得の状況

W9：若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

### (7) W1（労働福祉の状況）

$$W1 = \alpha 1 \times 15 - \alpha 2 \times 40$$

$\alpha 1$  = 加点項目④～⑥のうち該当する項目の数

$\alpha 2$  = 減点項目①～③のうち該当する項目の数

#### 減点評価される項目

- ①雇用保険の未加入
- ②健康保険の未加入
- ③厚生年金保険の未加入

#### 加点評価される項目

- ④建設業退職金共済制度への加入
- ⑤退職一時金制度又は企業年金制度の導入
- ⑥法定外労働災害補償制度への加入

### (4) W2（営業年数）

▼建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60
(2)	34年	58
(3)	33年	56
(4)	32年	54
(5)	31年	52
(6)	30年	50
(7)	29年	48
(8)	28年	46
(9)	27年	44
(10)	26年	42
(11)	25年	40
(12)	24年	38
(13)	23年	36
(14)	22年	34
(15)	21年	32
(16)	20年	30
(17)	19年	28
(18)	18年	26
(19)	17年	24
(20)	16年	22
(21)	15年	20
(22)	14年	18
(23)	13年	16
(24)	12年	14
(25)	11年	12
(26)	10年	10
(27)	9年	8
(28)	8年	6
(29)	7年	4
(30)	6年	2
(31)	5年以下	0

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

再生期間中 審査基準日現在再生中	点数
	-60

※再生期間終了後営業年数は0年からカウント

### (7) W3（防災協定締結の有無）

▼国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点として求める。

防災協定締結の有無	点数
有	20
無	0



**(イ) W4 (法令遵守の状況)**

▼審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

法令遵守の状況	点数
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

**(オ) W5 (建設業の経理の状況)**

▼監査の受審状況 (W51) 及び公認会計士等数 (W52) の点数の合計として求める。

<b>W5 = W51 + W52</b>
-----------------------

**W51 (監査の受審状況)**

▼以下の区分のいずれかの場合に加点する。

監査の受審状況	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出 (注)	2
無	0

(注) 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有するもの並びに登録経理試験1級合格者が署名・押印したものに限り。

**W52 (公認会計士等数値)**

▼次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{公認会計士等数値} = \text{公認会計士等の数 (登録経理試験1級合格者を含む)} \times 1 + \text{登録経理試験2級合格者の数} \times 0.4$$

年間平均完成工事高	項目	公認会計士等数値					
	点数	10	8	6	4	2	0
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満	
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満	
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満	
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満	
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0	
1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0	

**(カ) W6 (研究開発の状況)**

▼研究開発費の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

区分	平均研究開発費の額	点数
(1)	100億円以上	25
(2)	75億円以上100億円未満	24
(3)	50億円以上75億円未満	23
(4)	30億円以上50億円未満	22
(5)	20億円以上30億円未満	21
(6)	19億円以上20億円未満	20
(7)	18億円以上19億円未満	19
(8)	17億円以上18億円未満	18
(9)	16億円以上17億円未満	17
(10)	15億円以上16億円未満	16
(11)	14億円以上15億円未満	15
(12)	13億円以上14億円未満	14
(13)	12億円以上13億円未満	13
(14)	11億円以上12億円未満	12
(15)	10億円以上11億円未満	11
(16)	9億円以上10億円未満	10
(17)	8億円以上9億円未満	9
(18)	7億円以上8億円未満	8
(19)	6億円以上7億円未満	7
(20)	5億円以上6億円未満	6
(21)	4億円以上5億円未満	5
(22)	3億円以上4億円未満	4
(23)	2億円以上3億円未満	3
(24)	1億円以上2億円未満	2
(25)	5,000万円以上1億円未満	1
(26)	5,000万円未満	0

(キ) W7 (建設機械の保有状況)

▼建設機械の保有状況 (W7) は、審査基準日において自ら所有している建設機械の合計台数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼建設機械とは、以下の機械をいう。

- ①建設機械抵当法施行令 (昭和29 年政令第294 号) 別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー
- ②労働安全衛生法施行令第12条に規定する「移動式クレーン」(つり上げ荷重3トン以上のもの)
- ③土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第2条に規定する「大型自動車(ダンプカー)」で、以下のいずれの要件も満たすもの。
  - ・車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもの
  - ・事業の種類として「建設業」を届け出ており、表示番号の指定を受けているもの

▼審査基準日から起算して1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合には、当該建設機械を合計台数に加算することができる。

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	15
(3)	13台	14
(4)	12台	14
(5)	11台	13
(6)	10台	13
(7)	9台	12
(8)	8台	12
(9)	7台	11
(10)	6台	10
(11)	5台	9
(12)	4台	8
(13)	3台	7
(14)	2台	6
(15)	1台	5
(16)	0台	0

(ク) W8 (国際標準化機構が定めた規格の登録の状況)

▼審査基準日において、財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号 (ISO9001) 又は第14001号 (ISO14001) の規格による登録を受けている場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

▼認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、登録の状況は無とする。

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	第9001号の登録	5
(3)	第14001号の登録	5
(4)	無	0

(ケ) W9 (若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況)

▼若年技術職員の継続的な育成及び確保 (W91) 及び新規若年技術職員の育成及び確保 (W92) の点数の合計として求める。

$$W9 = W91 + W92$$

W91 (若年技術職員の継続的な育成及び確保)

▼審査基準日における状況について、以下の区分により加点する。

区分	若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	点数
(1)	満35歳未満の技術職員数が全技術職員数の15%以上である場合	1
(2)	満35歳未満の技術職員数が全技術職員数の15%未満である場合	0

W92 (新規若年技術職員の育成及び確保)

▼審査基準日における状況について、以下の区分により加点する。

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	審査対象事業年度内に新規に雇用された技術職員数 (審査基準日時時点で満35歳未満の者) が、全技術職員数の1%以上である場合	1
(2)	審査対象事業年度内に新規に雇用された技術職員数 (審査基準日時時点で満35歳未満の者) が、全技術職員数の1%未満である場合	0

## (2) コード表

### ア 国土交通大臣・京都府知事コード表

コード	区分
00	国土交通大臣
26	京都府知事

### イ 市区町村コード表

市区町村の名称	コード	所轄土木事務所
京都市 北区	26101	京都土木事務所
〃 上京区	26102	
〃 左京区	26103	
〃 中京区	26104	
〃 東山区	26105	
〃 下京区	26106	
〃 南区	26107	
〃 右京区	26108	
〃 伏見区	26109	
〃 山科区	26110	
〃 西京区 (大枝、大原野以外)	26111	
京都市 西京区 (大枝、大原野)	26199	乙訓土木事務所
向日市	26208	
長岡京市	26209	
乙訓郡 大山崎町	26303	
宇治市	26204	山城北土木事務所
城陽市	26207	
八幡市	26210	
京田辺市	26211	
久世郡 久御山町	26322	
綴喜郡 井手町	26343	
〃 宇治田原町	26344	
木津川市	26214	山城南土木事務所
相楽郡 笠置町	26364	
〃 和束町	26365	
〃 精華町	26366	
〃 南山城村	26367	
亀岡市	26206	南丹土木事務所
南丹市	26213	
船井郡 京丹波町	26407	
舞鶴市	26202	中丹東土木事務所
綾部市	26203	
福知山市	26201	中丹西土木事務所
宮津市	26205	丹後土木事務所
京丹後市	26212	
与謝郡 伊根町	26463	
〃 与謝野町	26465	

### ウ 工事種類コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	150	板金工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	160	ガラス工事
020	建築一式工事	170	塗装工事
030	大工工事	180	防水工事
040	左官工事	190	内装仕上工事
050	とび・土工・コンクリート工事	200	機械器具設置工事
051	法面処理工事	210	熱絶縁工事
060	石工事	220	電気通信工事
070	屋根工事	230	造園工事
080	電気工事	240	さく井工事
090	管工事	250	建具工事
100	タイル・れんが・ブロック工事	260	水道施設工事
110	鋼構造物工事	270	消防施設工事
111	鋼橋上部工事	280	清掃施設工事
120	鉄筋工事	290	解体工事
130	ほ装工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）
140	しゅんせつ工事		

### エ 業種コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木一式工事	17	塗装工事
02	建築一式工事	18	防水工事
03	大工工事	19	内装仕上工事
04	左官工事	20	機械器具設置工事
05	とび・土工・コンクリート工事	21	熱絶縁工事
06	石工事	22	電気通信工事
07	屋根工事	23	造園工事
08	電気工事	24	さく井工事
09	管工事	25	建具工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	26	水道施設工事
11	鋼構造物工事	27	消防施設工事
12	鉄筋工事	28	清掃施設工事
13	ほ装工事	29	解体工事
14	しゅんせつ工事	99	とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）
15	板金工事		
16	ガラス工事		



コード	技術職員区分			資格区分	(必要な実務経験年数※(※金銭換算))	建設業の種類																							
	1級	2級	その他			土	PC	建	大	法	石	屋	電	タ	鋼	結	し	板	防	内	機	造	園	井	具	水	清	解	
166		○		ウエルポイント施工(1級)																									
266			○	ウエルポイント施工(2級)	[※3]年																								
166		○		ウエルポイント施工(1級)(附則第4条該当)																									○
266			○	ウエルポイント施工(2級)(附則第4条該当)	[※3]年																								△
174		○		冷凍空調機器施工・空調設備配管(1級)																									
274			○	冷凍空調機器施工・空調設備配管(2級)	[※3]年																								
175		○		給排水衛生設備配管(1級)																									
275			○	給排水衛生設備配管(2級)	[※3]年																								
176		○		配管・配管工(1級)																									
276			○	配管・配管工(2級)	[※3]年																								
170		○		建築板金「ダクト板金作業」(1級)																									
270			○	建築板金「ダクト板金作業」(2級)	[※3]年																								
177		○		タイル張り・タイル張り工(1級)	[※3]年																								
277			○	タイル張り・タイル張り工(2級)	[※3]年																								
178		○		築炉・築炉工・れんが積み(1級)																									
278			○	築炉・築炉工・れんが積み(2級)	[※3]年																								
179		○		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)																									
279			○	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)	[※3]年																								
180		○		石工・石材施工・石積み(1級)																									
280			○	石工・石材施工・石積み(2級)	[※3]年																								
181		○		鉄工・製錬(1級)																									
281			○	鉄工・製錬(2級)	[※3]年																								
182		○		鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)(注3)																									
282			○	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)(注3)	[※3]年																								
183		○		工場板金(1級)																									
283			○	工場板金(2級)	[※3]年																								
184		○		板金・建築板金・板金工(1級)(注4)																									
284			○	板金・建築板金・板金工(2級)(注4)	[※3]年																								
185		○		板金・板金工・打出し板金(1級)																									
285			○	板金・板金工・打出し板金(2級)	[※3]年																								
186		○		かわらぶき・スレート施工(1級)																									
286			○	かわらぶき・スレート施工(2級)	[※3]年																								
187		○		ガラス施工(1級)																									
287			○	ガラス施工(2級)	[※3]年																								
188		○		塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)																									
288			○	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)	[※3]年																								
189		○		建築塗装・建築塗装工(1級)																									
289			○	建築塗装・建築塗装工(2級)	[※3]年																								
190		○		金属塗装・金属塗装工(1級)																									
290			○	金属塗装・金属塗装工(2級)	[※3]年																								
191		○		噴霧塗装(1級)																									
291			○	噴霧塗装(2級)	[※3]年																								
167		○		路面標示施工																									
192		○		畳製作・畳工(1級)																									
292			○	畳製作・畳工(2級)	[※3]年																								
193		○		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・装具・装具工(1級)																									
293			○	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・装具・装具工(2級)	[※3]年																								
194		○		熱絶縁施工(1級)																									
294			○	熱絶縁施工(2級)	[※3]年																								
195		○		建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																									
295			○	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	[※3]年																								
196		○		造園(1級)																									
296			○	造園(2級)	[※3]年																								
197		○		防水施工(1級)																									
297			○	防水施工(2級)	[※3]年																								
198		○		さく井(1級)																									
298			○	さく井(2級)	[※3]年																								
061		○		地すべり防止工事	1年																								
06A		○		地すべり防止工事(附則第4条該当)	1年																								
040		○		基礎ぐい工事																									
062		○		建築設備士	1年																								
063		○		計装	1年																								
060		○		解体工事																									
064				基幹技能者																									
その他	099			建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第3号該当																									

※1 平成27年度以前に合格した者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※3 2級の技能検定については、以下の実務経験期間が必要

- ・平成16年4月1日以降に資格を取得した場合は、3年の実務経験が必要
- ・平成16年3月31日以前に資格を取得した場合は、1年の実務経験が必要

※4 表中の「附則第4条該当」とは、建設業法施行規則第4条の規定により、平成28年5月末時点で改正前の「とび・土工事業」について技術者要件を満たす者については、「解体工事」の技術者要件を満たす者とみなす場合を指す。(平成33年3月末まで)

※5 原則、技術職員1名につき2業種まで評価対象となるが、解体工事事業新設に伴う経過措置により、「とび・土工事業」及び「解体工事」を申請する場合に限り、いずれの業種の要件も満たす技術職員1名につき、「とび・土工」「解体」とその他1業種を加えた計3業種まで申請できる。(平成31年5月末まで)

## カ 外国建設業者における技術職員資格区分コード表

コード	資格区分	コード	資格区分	コード	資格区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業	402	建築工事業	502	建築工事業
303	大工工事業	403	大工工事業	503	大工工事業
304	左官工事業	404	左官工事業	504	左官工事業
305	とび・土工工事業	405	とび・土工工事業	505	とび・土工工事業
306	石工事業	406	石工事業	506	石工事業
307	屋根工事業	407	屋根工事業	507	屋根工事業
308	電気工事業	408	電気工事業	508	電気工事業
309	管工事業	409	管工事業	509	管工事業
310	タイル・れんが・ブロック工事業	410	タイル・れんが・ブロック工事業	510	タイル・れんが・ブロック工事業
311	鋼構造物工事業	411	鋼構造物工事業	511	鋼構造物工事業
312	鉄筋工事業	412	鉄筋工事業	512	鉄筋工事業
313	舗装工事業	413	舗装工事業	513	舗装工事業
314	しゆんせつ工事業	414	しゆんせつ工事業	514	しゆんせつ工事業
315	板金工事業	415	板金工事業	515	板金工事業
316	ガラス工事業	416	ガラス工事業	516	ガラス工事業
317	塗装工事業	417	塗装工事業	517	塗装工事業
318	防水工事業	418	防水工事業	518	防水工事業
319	内装仕上工事業	419	内装仕上工事業	519	内装仕上工事業
320	機械器具設置工事業	420	機械器具設置工事業	520	機械器具設置工事業
321	熱絶縁工事業	421	熱絶縁工事業	521	熱絶縁工事業
322	電気通信工事業	422	電気通信工事業	522	電気通信工事業
323	造園工事業	423	造園工事業	523	造園工事業
324	さく井工事業	424	さく井工事業	524	さく井工事業
325	建具工事業	425	建具工事業	525	建具工事業
326	水道施設工事業	426	水道施設工事業	526	水道施設工事業
327	消防施設工事業	427	消防施設工事業	527	消防施設工事業
328	清掃施設工事業	428	清掃施設工事業	528	清掃施設工事業
329	解体工事業	429	解体工事業	529	解体工事業

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	---

### 備考

- 1級技術者…建設業法（以下「法」という。）第15条第2号イに該当する者
- 2級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者
- その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者
- 登録基幹技能者講習を修了した者…施行規則第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者

### (3) その他様式

#### ア 経営状況分析結果通知書

様式第二十五号の十（第十九条の五関係）

(用紙A4)  
□□□□

#### 経営状況分析結果通知書

平成 年 月 日

登録経営状況分析機関  
登録番号  
登録年月日 平成 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者 印

経営状況分析の結果を通知します。  
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 一年号  
審査基準日 平成 年 月 日  
電話番号 番号  
処理の区分

項番 / 101 資本金 (千円)

7101 売上高に占める完成工事高の割合 %

7102 単独決算又は別連結決算の別 [1. 単独決算、2. 連結決算]

#### 経営状況分析

7103 純支払利息比率

数値

5 10

自己資本対固定資産比率

数値

13 15 20

7104 負債回転期間

5 10

自己資本比率

13 15 20

7105 総資本売上総利益率

5 10

営業キャッシュフロー

13 15 20

7106 売上高経常利益率

5 10

利益剰余金

13 15 20

経営状況点数 (A) =

7107 経営状況分析結果 (Y) =

5 5

7108 固定資産

金額 (千円)  
5 10 15

売上高

金額 (千円)  
17 20 25

7109 流動負債

5 10 15

売上総利益

17 20 25

7110 固定負債

5 10 15

受取利息配当金

17 20 25

7111 利益剰余金

5 10 15

支払利息

17 20 25

7112 自己資本

5 10 15

経常(事業主)利益

17 20 25

7113 総資本(当期)

5 10 15

営業キャッシュフロー(当期)

17 20 25

7114 総資本(前期)

5 10 15

営業キャッシュフロー(前期)

17 20 25

参考値 営業利益(当期)

\_\_\_\_\_

営業利益(前期)

\_\_\_\_\_

減価償却実施額(当期)

\_\_\_\_\_

減価償却実施額(前期)

\_\_\_\_\_



# イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

## 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

許可 一 号  
審査基準日 平成 年 月 日

電 話 番 号  
資 本 金 額  
完成工事高/売上高 (%)  
行 政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果を通知します。  
総合評定値

平成 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
					一級	(講習受講)	基幹	二級	その他		
	土木一式										
	プレストレストコンクリート構造物										
	建築一式										
	大工										
	左官										
	とび・土工・コンクリート										
	法面処理										
	石										
	屋根										
	電気										
	管										
	タイル・れんが・ブロック										
	鋼構造物										
	鋼橋上										
	鉄筋										
	ほ装										
	しゆんせつ										
	板金										
	ガラ										
	塗装										
	防水										
	内装仕上										
	機械器具設置										
	熱絶縁										
	電気通信										
	造園										
	さく井										
	建具										
	水道施設										
	消防施設										
	清掃施設										
	躯体										
	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)										
	その他										
	合計										

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評 点		(Y)	
総資本(当期)		高業イイツメフロ(ヨ)					
総資本(前期)		期業イイツメフロ(前)					

[金額単位：千円]

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額 X		
利益額		
評 点 (X <sub>2</sub> )		

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは正業年金制度等加入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営業年数	年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数	台	
建設機械の保有状況		
I S O 9 0 0 1 の登録の有無		
I S O 1 4 0 0 1 の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		
評 点 (W)		

(4) 申請書提出先（問い合わせ先）

提出先	所在地	所管区域
京都土木事務所	京都市左京区賀茂今井町10-4 TEL075(701)0169	京都市（京都市西京区大枝、大原野を除く）
乙訓土木事務所	向日市上植野町馬立8 TEL075(931)2156	向日市、長岡京市、大山崎町、京都市西京区（大枝、大原野）
山城北土木事務所	京田辺市田辺明田1 TEL0774(62)0047	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南土木事務所	木津川市木津上戸18-1 TEL0774(72)1152	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹土木事務所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL0771(62)1527	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹東土木事務所	綾部市川糸町丁畠10-2 TEL0773(42)1020	舞鶴市、綾部市
中丹西土木事務所	福知山市篠尾新町1-91 TEL0773(22)5115	福知山市
丹後土木事務所	宮津市字吉原2586-2 TEL0772(22)3244	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町